

○岡山市社会教育委員の設置に関する条例

昭和34年9月1日

市条例第23号

改正 昭和44年7月12日市条例第94号

平成12年3月22日市条例第7号

平成26年3月25日市条例第91号

(趣旨)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、社会教育法第17条に規定する職務及び生涯学習推進に関する助言を行う。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(委員の構成)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年市条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年市条例第7号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市条例第91号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員(以下「旧委員」という。)に委嘱されている者は、改正後の第4条の規定により委嘱された社会教育委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。